

災害対策基本法による車両移動

(別紙4)

北海道開発局
北海道運輸局
札幌管区气象台
東日本高速道路(株) 北海道支社

- 災害対策基本法改正(平成26年11月21日施行)により、大規模災害発生時における緊急通行車両の通行ルートを確認するため、道路管理者による放置車両等の移動が可能となりました。
- 緊急通行車両の通行を確認する緊急の必要がある場合は、災害対策基本法に基づき、道路管理者が区間を指定して、放置車両・立ち往生車両等の移動を行う場合があります。

【区間を指定し車両移動を行うケース】



地震やふぶき
等で立ち往生
等が発生

緊急通行車両の通行ルートが1車線すら確保できない場合に行う

【車両をおいて避難する際の留意事項】



※車両を置いて移動される場合は、連絡先や避難場所等を掲示していただくとともに、鍵を付けたままでの避難に、御協力をお願いします。

【道路管理者による車両の移動方法】

- 車両に鍵が付いている場合 ～ 道路管理者の運転による移動
- 車両に鍵が付いていない場合 ～ 重機等による移動

移動用装置による移動状況(参考例)



サイドミラー等に移動の通知や連絡先などを記載し掲示

牽引による移動状況(参考例)



※車両移動の指示があった場合は、道路管理者の指示に従い速やかな車両移動へ御協力を。

※移動通知書は、移動前付近の構造物等にも掲示。

【車両の移動時における損傷】

- 道路管理者等により車両を移動した際の損傷(窓ガラスの破損、車両のへこみ等)については、補償の対象となりますので移動通知書に記載の問合せ先に、御連絡願います。